

「つくばみらいブランド」 認証マークを募集

市では、特産品のブランド化を推進するため、質の高い地元特産品を「つくばみらいブランド」として認証し、市内外へ広くPRし、知名度の向上を図り、消費拡大を目指しています。そこで、この度認証する特産品をPRするための「認証マーク」を募集します。たくさん応募をお待ちしています。

▼募集内容

1. つくばみらい市特産品のシンボルとしてふさわしいデザインであること（つくばみらい市名を含めてのデザインでも結構です）
2. 大きさは2cm×2cm程度に縮小しても使用できるデザインであること
3. 色は3色以内とし、ぼかみや濃淡は不可
4. 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないデザインであること
5. 他の商標など同一または類似しないデザインであること
6. 自作の未発表作品であるものに限りません。

▼応募方法

1. 応募資格は問いません。なお、1人1点の応募とします。
2. 応募は、A4白色用紙を縦長で使用し、枠外に上下を明示してください。
3. 応募に当たっては「デザイン、デザインの趣旨、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、職業（学校名）」を記入してください。
4. 応募は、持参するか、封書による郵送または電子メールでも受け付けます。なお、電子メールによる応募の場合は、データ量1MB以下、ファイル形式は、JPEGまたはGIFとします。（FAXによる応募は不可。持参、郵送の場合は折り曲げ厳禁）

- 提出先：市役所産業経済課（谷和原庁舎1階）
 - 郵送先：〒300-2492（つくばみらい市加藤237）つくばみらい市役所産業経済課宛
 - E-mail: sangyoukeizai01@city.tsukubamirai.lg.jp
- ※採用作品に関する一切の権利は、つくばみらい市に帰属するものとします。

ものとし、応募作品は返還しません。

※採用作品を使用するにあたり、作品を補作、修正またはモノクロで利用する場合があります。

※応募の選定にあたり、ホームページなどで応募作品を公表する場合があります。

※既発表のデザインと同一もしくは類似の作品または著作権などの侵害が明確となった作品は、採用決定後であっても採用を取り消す場合があります。

くは類似の作品または著作権などの侵害が明確となった作品は、採用決定後であっても採用を取り消す場合があります。

▼応募期間
10月1日(火)～31日(木)

※郵送の場合は、当日の消印を有効とします。

※電子メールの場合は、当日受信できたものを有効とします。

取手地方広域下水道組合から お知らせします

【現在の請求】

取手地方広域下水道組合が徴収している下水道使用料について、11月（9月使用分）から上水道料金一元化を実施のうえ、つくばみらい市が上下水道料金として徴収します。

上下水道料金一元化の実施にあたり、水道料金・下水道使用料の使用月に対する請求月を統一し、水道料金・下水道料金のいずれも使用した月に対して、翌々月の請求とするため、10月の下水道使用料の請求において、調整を行います。

※上下水道料金一元化については、井戸の使用により下水道使用料のみを納付されている方も対象となります。

【調整方法】

水道料金は、つくばみらい市が使用した月に対して、翌々月に請求しています。下水道使用料は、当組合が使用した月に対して、3カ月後に請求しています。

8月使用分の請求を10月に繰り上げて請求するものとし、10月の請求については、7月使用分と8月使用分を請求します。

※ご不明な点がありましたら、取手地方広域下水道組合業務課までお問い合わせください。

【使用月と請求月の調整】

使用月	使用月に対する請求月		料金の請求
	水道料金	下水道使用料	
7月	9月	10月	水道料金：つくばみらい市
8月	10月		下水道使用料：取手地方広域下水道組合
9月	11月	11月	上下水道料金：つくばみらい市

※下水道使用料の10月請求において、7月使用分および8月使用分の下水道使用料を請求します。

※7月または8月に公共下水道の使用を開始される方は、納入通知書による納付のみとなりますので、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

▼各賞

- ・最優秀賞（採用作品）1点
- ・3万円分の商品券および本市特産品詰め合わせ
- ・優秀賞2点
- ・1万円分の商品券および本市特産品詰め合わせ

申請 谷和原庁舎産業経済課
☎58-2111（内線8152）